

鹿児島純心女子短期大学図書館資料収集方針

第1 基本理念

- 1 資料の収集に当たっては、鹿児島純心女子短期大学（以下、「本学」とする）の建学の精神である「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」の基盤となることを目指し、図書館の蔵書を構築していくための具体的指針として、この図書館資料収集方針を定める。
- 2 本学の教育・研究活動を発展させ、学生の知性と教養を磨き、健全にして豊かな個性を養うため、教員による専門分野の図書館資料の選書と利用動向を反映した図書館による選書を行う。
- 3 資料収集についての利用者の意見はリクエスト制度を設け、利用者からの購入希望を汲み入れる。
- 4 学生、教職員の研究の自由、知的自由を保障するため、この収集方針ならびに「図書館の自由に関する宣言」に基づいて購入資料および受贈資料の選定を行う。
- 5 なお、この収集方針は公開するとともに、社会の状況や価値観が時代と共に変化し続けていることを考慮し、収集の基準も常に検討を重ね、必要に応じて改めていく。改訂に際しては図書委員会において審議し、館長が決定する。

第2 資料収集方針

- 1 限られた図書費と収容能力の枠内で広範な利用者の要望に答え得る蔵書構成を目指し、鹿児島純心女子学園全体での資料の共有と提供を前提として、体系的、網羅的な収集を行う。
- 2 本学の学科構成、カリキュラム、本学における学術研究動向、蔵書構成に留意し、教育・研究を支える基本資料を体系的にかつ遺漏なく収集する。
- 3 複本は原則として購入しないが、学生の利用状況やカリキュラムでの学習に配慮し、必要な場合には複本を備える。
- 4 逐次刊行物は各学科の専門分野の基幹的学術雑誌、学協会の機関誌は各学科で選定し、学生、教職員の教養のための雑誌は図書館で選定する。
- 5 大学・研究機関の紀要・研究報告は、原則として収集を妨げない。また、機関リポジトリや国立情報学研究所のCiNii Articlesからダウンロードしての閲覧および複写依頼でも対応する。
- 6 本学の組織変革に伴う学科等の資料の除籍は、別に定める基準により慎重に行う。
- 7 中立かつ公平な立場に立って選書および除籍を行い、図書館職員や一部の限られた利用者の個人的な関心及び嗜好によって収集が偏らないよう注意する。
- 8 学生、教職員の要求を反映した幅広くバランスの取れた収集を行うため、図書館職員は資料の情報と利用者要求の把握に努める。
- 9 選書の範囲と分担体制については、各学科の専門分野の図書は「各学科研究図書」として各

学科の図書委員会委員が中心となり、学科において選定することとし、その他の資料は図書館において選定する。

10 教員の「個人研究図書」については、図書館は教員の選定を制約しない。

第3 選書基準

- 1 書籍取次会社等の発行する新刊案内・カタログを選書ツールとして、新刊全体の中から選書する。
- 2 選書は定期的に行うことを原則とする。
- 3 各学科研究図書は各学科において行い、その他学生の学習・教養資料を図書館職員が行う。
- 4 授業シラバスに掲載された参考資料は基本的に揃えるようにする。

5 完結を予定する全集、叢書ならびに参考図書、参考書誌、逐次的に刊行される参考図書（年鑑・統計など）は欠落が生じないように留意する。

6 主題分野ごとの留意点は次のとおりとする。

(1) 総記（分類：000～099）

- ① 情報科学、コンピュータ関係の資料は、情報の陳腐化が特に早い分野のため、常に新しい情報を提供できるよう新刊書を収集するとともに、個々のソフトウェア及びハードウェアに関する資料は、利用可能な期間や対象がより長期間、広範に及ぶものを扱った資料を優先する。
- ② プログラムや画像データが入った電子媒体付き資料については、著作権に留意する必要がある、図書館での個人貸出等に支障がないことを確認する。

(2) 哲学・宗教（分類：100～199）

- ① 哲学、思想関係の資料は、主要な哲学者、思想家の著書を中心に、伝記、解説書、研究書を幅広く収集する。
- ② 心霊研究、易占関係の資料は、原則として収集しない。
- ③ 人生訓関係の資料は、類似内容の資料が繰り返し大量に出版されているため、学生の教養や学習に資するものを慎重に収集する。
- ④ 宗教関係の資料は、中立かつ公正な立場を守り収集する。またキリスト教関係の資料については、本学の教育理念に基づいて収集する。

(3) 歴史・地理・地誌・紀行（分類：200～299）

- ① 歴史関係の資料及び伝記資料は、各国、各時代のものを史料類も含めて収集する。ただし、歴史観、人物観により対立する意見もあることを踏まえ、客観性や正確性に留意して収集する。
- ② 地理、地誌関係の資料は、世界各国、各地域についての情報を提供できるよう、偏りのな

い収集に努める。

(4) 社会科学（分類：300～399）

- ① 社会、文化事情に関する資料は、時事性に留意し、世界各地域についての資料は可能な限り収集する。
- ② 法律に関する資料は、各法の入門書を中心に収集する。
- ③ 経済、経営に関する資料は、基本的な理論だけでなく、最新の経済情勢についての資料も収集する。
- ④ 投資・利殖に関する資料は、原則として収集しない。
- ⑤ 産業構造、労働市場の変化に的確に対応するため、就職、就職活動、職業能力開発等に関する資料も収集する。
- ⑥ 教育関係の資料は、学校、家庭、社会等の各教育において、基本的な学術・研究書から教育現場における実用書まで収集する。
- ⑦ 特に幼児教育に関するものは、入門書から専門書まで収集する。
- ⑧ 社会福祉に関するものは理論、実技から社会政策に至るものまで収集する。

(5) 自然科学（分類：400～499）

- ① 科学関係の資料は、各分野とも進歩の著しい分野であるため、最新の研究成果に留意し、入門書から専門書まで収集する。
- ② 医学、薬学関係の資料は、医学的根拠が明確で安全性が高いと思われるものを収集する。
- ③ 食物栄養学に関するものは、関連領域の資料も含め可能な限り収集する。

(6) 技術・工学・家政学（分類：500～599）

- ① 技術、工学関係の資料は、本学の学科に関連のある主題のものを収集する。
- ② 衣服、料理、育児等の家政学関係の資料は、日常生活に役立つ実用性の高い資料を中心に収集する。

(7) 産業（分類：600～699）

- ① 産業に関する資料は、各産業の歴史、実情、動向等について収集する。
- ② 商業関係の資料は、理論的なものを中心に収集する。

(8) 芸術・スポーツ・諸芸（分類：700～799）

- ① 美術関係の資料は、著名な芸術家の作品集、作品研究等を中心に、趣味、娯楽、教養に資する作品集、研究書、技法書等を収集する。
- ② 漫画については、漫画文化一般についての研究書等の収集に留め、原則として作品そのものは収集しない。ただし、研究のために必要な場合には収集する。
- ③ 音楽関係の資料は、音楽のジャンルを問わず収集する。楽譜の類については、冊子形態のものを収集し、一枚物の楽譜などは原則として収集しない。

(9) 言語（分類：800～899）

- ① 日本語に関する資料は幅広く積極的に収集する。
- ② 外国語に関する資料は、原則として、本学で開講している語学を中心に収集する。

(10) 文学（分類：900～999）

- ① 古典文学から最新の現代文学まで、各国の文学作品、研究書等を収集する。
- ② 著名な作家、文学者については、個々の作品だけでなく個人全集、伝記、作家研究、評論等も収集する。
- ③ 改訂・増補等により一部でも内容に違いがある場合は、別の資料として扱う。古典や外国文学で訳者が異なるものについても同様に扱う。

7 「文庫本」については、その形態（大きさ）が特徴的であることと、一度出版された著作を文庫本として出版されることが多いため、次のとおりとする。

- (1) 原則として文庫本がオリジナルであるものを収集する。
- (2) 翻訳書については、新訳は収集対象とする。
- (3) 古典の注釈書などで採用テキストが他の注釈書や古典全集と違うものは、オリジナルとして扱い、収集の対象とする。
- (4) 絶版などにより原本で収集することが困難なものは、文庫本による収集、提供も行う。
- (5) 学術書や基本テキストなど、入手困難になったものを流通しやすくする目的で刊行する文庫本や海外文学の翻訳、紹介をねらいとする文庫本などは収集する。

8 「児童書」については、本学の幼児教育学科の研究・学習に資するものを中心に収集する。

- (1) 乳幼児から中学生くらいまでの年代を主な利用対象としている図書、絵本、紙芝居等を児童書とする。
- (2) 乳幼児や児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を形成するのに役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て、知識を広げることができる資料を幅広く収集する。
- (3) 絵本については、子どもの知的または情緒的な経験を広げることができる内容で、わかりやすく適切なことばで表現されていて、抄訳やダイジェストではないものを収集する。
- (4) 童話については、子どもが興味を持って最後まで読めるようなストーリーで、抄訳やダイジェストではないものを収集する。
- (5) 知識の本については、幼児教育学科で研究・学習の参考となる範囲で収集する。
- (6) 紙芝居も収集する。

9 視聴覚資料に関する基準は、以下のとおりとする。

- (1) 原則として著作権法上図書館での個人貸出が可能な資料（著作権処理済み）を収集する。
- (2) 視聴覚資料は、図書資料による提供が困難で芸術性及び記録性が高い音楽、映像作品や学生、教職員の学習を支援するために特に有用と思われる資料を収集する。

- (3) 視聴覚資料は、同一資料を複数収集しない。
- (4) 収集に当たっては、既存の活字資料の収集傾向や視・聴覚障害者等への対応も十分配慮して収集する。
- (5) 利用者の要望を考慮すると共に、客観的評価、社会的評価を重視し、著名な演者・製作者の代表作品、有名賞受賞作品、定評ある新譜批評等で高い評価を得た作品などを中心に収集する。
- (6) 図書との複合資料などは図書としての基準に従う。
- (7) 公序良俗に反するようなものは収集の対象としない。

10 郷土に関する資料

- (1) 郷土に関する記述のある資料については、可能な限り収集する。

附則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。